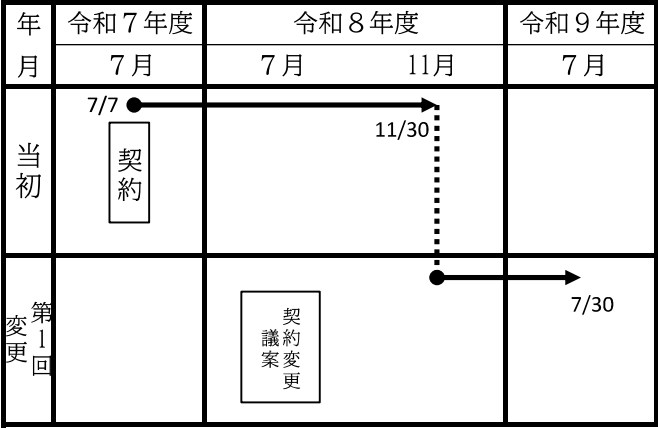


区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事について

政策経営部
契約課

1
経過



2
契約日
令和7年7月7日

3
契約の相手方
東京都台東区池之端2丁目7番17号 井門池之端ビル
株式会社松村電機製作所 東京支店
支店長 塚田 暁

4
契約見込金額

当初	220,791,890円
第1回	233,453,000円（令和8年2定議案）
増減額	12,661,110円 5.7%増

5
変更内容
契約工期の延長及び諸経費の増額

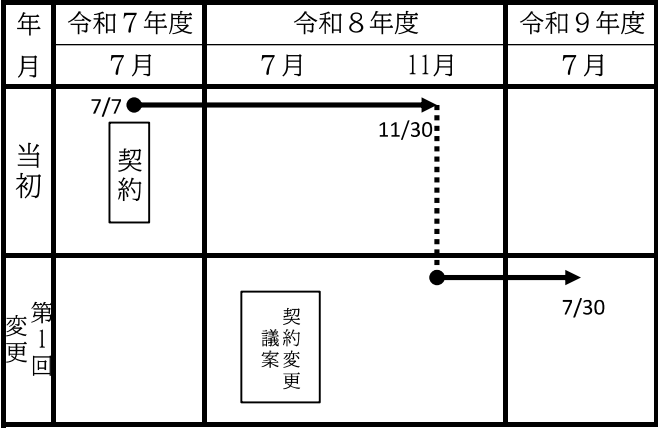
6
契約期間

当初	契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
第1回	契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで

区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事について

政策経営部
契約課

1
経過



2
契約日
令和7年7月7日

3
契約の相手方
神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目1番2号
ヤマハサウンドシステム株式会社
代表取締役 津川 能行

4
契約見込金額

当初	164,912,000円
第1回	175,593,000円（令和8年2定議案）
増減額	10,681,000円 6.5%増

5
変更内容
契約工期の延長及び諸経費の増額

6
契約期間

当初
契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
第1回
契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで

清洲橋通り南歩道拡幅工事請負契約について

政策経営部 契約課

1 工事場所

千代田区東神田二丁目 4 番先～中央区日本橋馬喰町一丁目 8 番先

2 工事概要

【施工概要】

夜間施工

施工延長 310m

【内容】

歩道の拡幅、自転車通行空間整備、遮熱性舗装、バリアフリー化（歩道勾配解消、ゼロ段差）、歩道の保水性ブロック舗装、街路樹の新植（常緑ヤマボウシ）、街路灯のLED化等

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和10年 3 月20日まで

4 入札結果

6 月 1 日開札

業者名	入札金額（税込）			結果
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
常盤工業株式会社	447,700,000円	437,800,000円	436,700,000円	不調

予定価格（事後公表） 399,272,500円（税込）

5 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の 2 第1項第 8 号）

6 契約の相手方

東京都千代田区九段北四丁目 2 番 3 8 号

常盤工業株式会社

代表取締役 齊藤 健

7 契約予定金額

399,190,000円（税込）

入札参加資格要件

1	○建設共同企業体（２者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「道路舗装工事」であること （１）建設共同企業体（２者構成）の場合 （第一順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 共同格付がA・B格であること ③ 令和３年４月１日から令和８年３月31日の間に、元請（建設共同企業体受注の場合は第１順位）で完成させた道路舗装工事の実績（契約金額１億9,900万円以上）を１件以上有すること ④ 出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 共同格付がA・B・C格のいずれかであること ③ 出資割合は、30%を下回らないこと （２）単体事業者の場合 ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 共同格付がA・B格であること ③ 令和３年４月１日から令和８年３月31日の間に、元請（建設共同企業体受注の場合は第１順位）で完成させた道路舗装工事の実績（契約金額１億9,900万円以上）を１件以上有すること
2	地方自治法施行令第167条の４の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き２年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと
7	千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
8	下請金額が建設業法第24条の８第１項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

五十通り歩道拡幅工事請負契約について

政策経営部 契約課

1 工事場所

千代田区神田小川町三丁目 7 番 5 号先～千代田区神田錦町一丁目 8 番先

2 工事概要

【施工概要】

昼間施工

施工延長 348.9m

【内容】

歩道の拡幅、バリアフリー化、歩道の保水性ブロック舗装、街路樹の新植
街路灯のLED化、老朽化した車道舗装の打ち換え 等

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和 9 年12月27日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（2 者 J V または単体）

5 入札結果

6 月24日開札

業者名	落札金額（税込）	結果
株式会社歩土建工業 千代田支店	267,630,000円	落札
G O L D 株式会社	274,989,000円	
大林道路株式会社 東京支店	308,000,000円	
日瀝道路株式会社	辞退	
三綱建設株式会社	辞退	
常盤工業株式会社	辞退	
東栄建工株式会社	不参加	

予定価格（事後公表） 310,667,500円（税込）

6 契約の相手方

東京都千代田区神田三崎町二丁目21番11号

株式会社歩土建工業 千代田支店

支店長 泉 のぞみ

入札参加資格要件

1	○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「道路舗装工事」であること （1）建設共同企業体（2者構成）の場合 （第一順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 共同格付がA・B・C格のいずれかであること ③ 令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に、元請（建設共同企業体受注の場合は第1順位）で完成させた道路舗装工事の実績を1件以上有すること ④ 出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 共同格付がA・B・C格のいずれかであること ③ 出資割合は、30%を下回らないこと （2）単体事業者の場合 ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 共同格付がA・B・C格のいずれかであること ③ 令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に、元請（建設共同企業体受注の場合は第1順位）で完成させた道路舗装工事の実績を1件以上有すること
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する技術者を適正に配置できること
6	下請金額が建設業法第24条の8第1項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること
7	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと
8	千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

モバイルバッテリー等の購入について

政策経営部 契約課

1 購入品目

品 名	数 量	単位
モバイルバッテリー	1,485	台
小型充電保管庫	135	台
A C 充電器	1,485	台

2 納入期限

令和 8 年 8 月 31 日

3 入札結果

5 月 29 日開札

業者名	入札金額（税込）	結果
株式会社日本ビジネス開発 東京本社	31,300,170 円	落札後辞退
富士電機 I T ソリューション株式会社	37,290,000 円	
有限会社三章堂	辞退	
武ダ G E A D 株式会社 東京支店	辞退	

4 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号）

5 契約の相手方

東京都千代田区外神田六丁目 1 5 番 1 2 号

富士電機 I T ソリューション株式会社

代表取締役 及川 弘

6 契約予定金額

37,290,000 円

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること 登録業種は「事務機器・情報処理用機器」又は「家電・カメラ・厨房機器等」であること 本店又は支店等が千代田区内又は近隣区内にあること
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと
6	千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

祭礼文化の継承に係る区取組について

1 概要

祭礼文化の継承支援に向けた本区取組について、6月に実施した江戸文化発信事業を報告するとともに、祭礼道具の修繕等に係る新たな補助制度について報告する。

2 江戸文化発信事業

名 称：Edo Tokyo キャンペーン 2026 春（特別展）

日 時：令和8年6月12日（金）～14日（日）

会 場：丸の内ビルディング1階 マルキューブ

来場者数：約4万人

参加者数：区アンケート回答者758人、お囃子体験参加者101人

3 事業結果

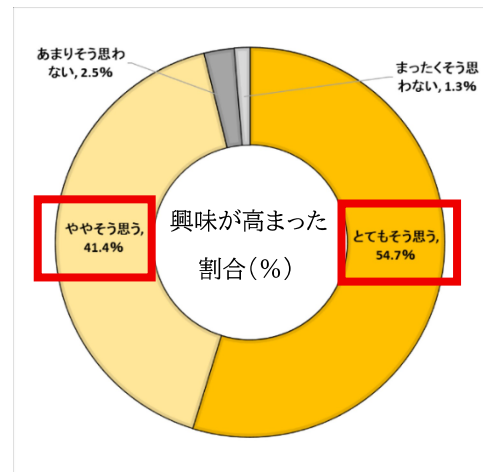
○アンケート結果（抜粋）

設問：今回のイベントに参加して、祭りやお囃子に対する興味は高まりましたか？

回答：「とてもそう思う」54.7%、

「ややそう思う」41.4%

⇒肯定的回答は合計96.2%（729人）



○来場者の声（抜粋）

- ・華やかで良いイベントだと思いました！（その他/20代）
- ・実際の祭りにも出かけてみたいと思いました（在住/30代）
- ・千代田区のお祭りには子どもと一緒に積極的に参加できると良いと思った（在住/40代）
- ・伝統的なイベントを大事にすることは大変有意義だと思います（在住/50代）
- ・江戸文化を多くの人に伝えていかなくてはならないと思いました（その他/60代）
- ・山車を見ていたら、思い出が蘇ってきて…、泣きそうです（その他/70代）
- ・お祭りは日本人として楽しい。子どものころに楽しみにしていたお祭りを思い出しました（その他/80代）

○自治体間交流

- ・東京都及び江戸型山車保有自治体（栃木市）と協働して事業運営を行ったことで、江戸文化発信施策について相互に意見交換を行うなど、行政間交流が実現。
- ・本区の町会と江戸型山車保有町会が、山車や囃子について積極的に意見交換を行うなど、民間交流が実現。

○総評

- ・幅広い区民、来街者に江戸文化の魅力を発信することができた。
- ・とりわけ、本区の特色である祭礼文化に関して、来場者の理解促進と本区への愛着心醸成に寄与した。
- ・本事業を通じて、町会同士、自治体同士のエリアを超えた交流が実現した。
- ・「祭礼文化は多様な主体の橋渡しである」（令和7年度調査研究報告書）ことが、事業運営を通じて検証された。

4 今後の取組

祭礼道具は文化的資産であると同時に、繰り返し使われることを前提とした「生きた資産」である（令和7年度調査研究報告書）ことを踏まえ、祭礼道具の整備・修繕等にかかる経費の一部に対して助成制度を新設する。

5 補助内容

	祭礼道具の整備・修繕費用	祭礼衣装の調達費用
対象品目	山車、太鼓山車、神輿、 子ども神輿 (付随する部材も対象)	はんてん、手ぬぐい、時代衣装
対象行為	整備（新規作成）及び修繕	購入
補助率	2分の1	2分の1
補助上限額	50万円	10万円
適用予定件数	4件	10件
適用制限	交付を受けた翌年度から 10年間、助成対象外	交付を受けた翌年度から 2年間、助成対象外
対象期間	令和9年3月31日までに支出が完了するもの	

6 申請から交付決定までの流れ

- ・所定の申請書により、対象品目、予定経費額等を記載し、かつ、対象品目の歴史的経緯やコミュニティにおける活用状況、今後の活用予定などを申告。
- ・区、外部有識者により審査を行い、補助金交付の優先順位を決定。
- ・交付決定後、区は申告どおり修繕等が実施されたことを確認するとともに、経費の領収書提出をもって補助金を交付。

7 スケジュール（案）

令和8年7月	企画総務委員会報告
令和8年7月～9月	各町会へ制度説明
令和8年10月	補助金申請受付期間
令和8年11月～12月	審査・交付決定
令和9年1月～	補助金交付

新スポーツセンター基本計画(素案)に対するご意見と区の考え方

提出者 番号	提出者区分	意見 番号	意見内容	区の考え方
1	1.区内に住所 を有する方	1	場所は大手町駅や神田駅から徒歩圏内であり、アクセスは悪くないと思うのですが、住宅街から微妙に距離があり、また周りに施設が少ないのでなかなか足が向かないです。秋葉原UDXXの場所であれば最高なのではないものねだりですね。	令和3年度、公式大会基準を満たす主競技場を整備できる唯一の土地であることから現スポーツセンターの所在地に建設することを決定いたしました。 今後、施設整備や運営にあたっては、より多くの方が利用しやすく訪れやすくなるよう検討していきます。
2	1.区内に住所 を有する方	2	いつも千代田区行政にはきめ細かいご対応をいただきまして感謝しております。 今回新スポーツセンター基本計画案につきまして以下のように意見を提出させていただきます。 すでに基本計画案に記載いただいているのですが、今回の計画でぜひ反映いただきたいのが「大地震等災害時の避難所機能等と空間の拡充」です。 千代田区民の行政に対するニーズ調査で毎年トップになるのは避難所だけでなく、当区ならびに近隣区に通学する人達、あるいは買い物客等が、時間帯によっては会社や学校内で避難できずに近くのなんらかの施設に避難せざるを得ないことも多いかと思えます。 いわゆる帰宅困難者は千代田区で59万人と想定されていますが、同困難者が避難できない状況です。 その人たちに向けた公園等の避難場所は屋根もなくトイレも極めて限られており、風雨も残らない状況です。 帰宅困難者対策は単に千代田区だけでなく、東京都ないし近隣の区とも連携して対応すべきかと存じますが、千代田区として公共の大きな施設を計画される際には、通常時はスポーツ施設として活用され、大地震等災害時には帰宅困難者を含めた避難場所機能等の防災機能と空間の拡充を考慮いただきたくお願いいたします。	計画素案に記載のとおり、新施設では大地震等災害時の避難所機能等の防災機能と空間の拡充を図っていきます。 今後、設計にあたっては、担当課とも連携し、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	2.区内に事務 所または事業 所を有する個 人および法人 その他の団体	3	一般財団法人災害支援財団は、防災活動として国民の生命と身体を護るための防災拠点となる避難施設の整備や避難誘導、避難施設内における居住環境の整備、ヘリコプターを含む輸送手段に関する活動を進めています。昨今、自然災害に加えて、武力攻撃、電磁波・サイバー攻撃等に対応する堅固な避難施設(シェルター)の必要性が認識されるようになってきました。高市内閣は危機管理の観点から地下シェルターの整備を方針に掲げて進めています。地下鉄サリン事件のような化学兵器による汚染や富士山の噴火による環境的な被害等により長期間の避難生活が予想されるので、単なる地下施設では国民を護れない状況に成っています。我々は内閣官房やシェルター議員連盟の皆さんと調整しながらシェルター整備の方向性について検討しており、今年の夏ごろには方向性が決まると考えています。当然、既存の地下施設の改造の計画もありますが、これから新たに建設する公共施設に関しては、計画段階から工事に合わせて地下シェルター機能を整備することを提案したいと考えています。 現在、地下3階までは駐車場や機械室に計画されていますが、我々は、地下4階に避難住民が2週間以上生活できる空間を作ることを提案したいと考えています。岩盤まで24mと資料にあったので地下4階までは可能だと思います。シェルター整備に関しては、国の施策なので国の予算で計画して貰うように調整したいと考えています。提案は、PFI方式のサービス購入型BOO方式が最適だと思います。契約先のSPCが担当で、施設を民間資本で建設し、民間が運用する仕組みです。維持管理には、東京都や千代田区のOB、消防OB(消防団員)、自衛隊OB、警察OB等の活用を支援します。 国や自治体は長期間(30年以上)の契約で当該SPCに使用料(サービス料)として費用を支払います。予算は建設費ではなく使用料(維持費)になります。費用は国と都と区が負担します。 地上と地下3階までは、地震や洪水等の軽易な災害対応の避難施設として活用し、地下4階は攻撃等による危険な状態における避難施設の機能を提案したいと考えています。全体を避難施設として運用するので、周辺のインフラが破壊されても、自活できる電気、ガス、水道等のインフラを確保し、食料等の生活用品を備蓄して長期間の避難が可能になるようにします。	本施設については、災害により自宅に留まることができない 区民を保護するための施設である避難所としての利用 を想定しております。地下シェルターは通常の避難所機能を とは異なり、その設置は想定していませんが、地下シェル ターの必要性に関するご意見として受け止めさせていただきます、担当課に申し伝えます。また、事業方式については、今 後検討していきます。
4	1.区内に住所 を有する方、 3.区内の事務 所または事業 所に勤務する 方	4	弓道場に関するお願い 千代田区在住(3代目)、在勤で健康維持のため、スポーツセンターにて弓道を3年前に始めました。きっかけは毎年行われている初心者講習に参加したことでした。あこがれたった弓道に触れ、心静かに集中することで、とても充実した時間を待っており、弓道連盟並びにスポーツセンターのみなさんには厚く感謝しております。このたび、お世話になっているスポーツセンターが新しくなること、とても楽しみにしております。 私はまだ初心者ですが、弓道はともすれば命にかかわる危険もあり、常に心して稽古に望んでおり、稽古に参加者数に対して稽古場が狭い印象を受けます。初心者稽古する巻き藁という練習場があるのですが、射場の一角にあり、とても狭くて常に周囲を気にしながら集中できません。一般的には、巻き藁室という別の場所を設けているのと同じでした。都心で場所の確保が難しいことは理解していますが、安全のために巻き藁室は別に設けていただけたらと安心してます。 また、現在アーチェリーと兼用のことで、平日夜や土日の社会人が稽古したい時間帯を分け合っており、行きたくないタイミングで稽古できる訳ではありません。時間が限られていることも、人数の集中につながり、大変稽古環境が厳しくなっております。中央区、墨田区、江東区、世田谷区、目黒区、江戸川区にはそれぞれ別の稽古場、アーチェリー場があるそうです。大変羨ましいです。そもそも、アーチェリーは弓道よりもっと長く50mとか70m必要な大それたそうです。兼用では、アーチェリーの方々が巻き藁の稽古で練習できずに、不便を強いられると思います。アーチェリーの方々のびびり練習できる環境が出来ればと思います。 千代田区に一般に弓道で出来るのはスポーツセンターだけなのです。せめて1カ所くらい、専用の射場があるべきでないでしょうか？さすが千代田区、と在住の方の方に思ってもらえるような施設になったら民として誇りに思います。どうか専用の方向でお願いいたします。	巻藁の置き場を考慮することについては、引き続き検討してい きます。 なお、弓道場については、今般、基本計画を検討したこ ろ、他の諸室の配置などを踏まえると、弓道とアーチェリー 専用の諸室を設けることは難しく、他の競技と同様、国内 大会基準の規模を確保しつつ、新スポーツセンターでは新 たにサブアリーナを設け、アーチェリーも利用できるよう検 討を進めていきます。なお、アーチェリーについては、屋上 を活用した利用についても検討していきます。 一方で、ご意見にあるとおり、安全性の確保に関する課 題については重要であると認識しており、今後の設計段階 において、検討していきます。 弓道とアーチェリーの諸室を分けることへのご意見は受 け止めていただきます。今後の設計の参考とさせていただきます。
5	1.区内に住所 を有する方	5	弓道場とアーチェリーをする場所が併用と記載されているが弓道場とアーチェリーを行う場所をそれぞれ専用に分けてほしい。 理由として僕は弓道を行っています。弓道として使用できる日が限られており日程が合わない。1ヶ月、2ヶ月と練習にいけない状況です。 弓道は定期的な練習しなければ中々上達できません。ましてや早段試験を目指す場合は毎日の練習が欠かせません。しかし現状ではアーチェリーとの併用で使うようになっており弓道の練習に行きたくてもアーチェリーで使われていると練習に受けられない状況です。 最近では月に一回くらいしか練習にいけない状況で前回教えたことも忘れてしまっ同じ事を再度習ったりしている状況です。 弓道をやってみたいという人が増えており限られた日には混雑しているなど練習が思うようにできない日もあり1時間練習して帰ることもあります。弓道専用の道場を設けてもらえれば練習できる日が増えていいと思います。同じ弓道を練習に来ている方も同じ意見です。千代田区内で限られた敷地のなかで難しいかもしれませんが是非ご検討ください。よろしく願ひします。	今般、基本計画を検討したところ、他の諸室の配置などを 踏まえると、弓道とアーチェリー専用の諸室を設けることは 難しく、他の競技と同様、国内大会基準の規模を確保し つつ、新スポーツセンターでは新たにサブアリーナを設け、 アーチェリーも利用できるよう検討を進めていきます。な お、アーチェリーについては、屋上を活用した利用につい ても検討していきます。 弓道とアーチェリーの諸室を分けることへのご意見は受 け止めていただきます。今後の設計の参考とさせていただきます。

提出者 番号	提出者区分	意見 番号	意見内容	区の考え方
6	1.区内に住所 を有する方	6	現在、千代田区弓道連盟に所属しております。新スポーツセンターの基本計画(素案)を見ましたが、3.主要諸室計画の(6)弓道場の計画について意見いたします。 「弓道とアーチェリー兼用は継続しつつ」と有りますが、新しい施設では是非とも弓道専用道場をご検討いただきたく存じます。 その理由は下記のとおりです。 1.弓道は日本古来の武道であり、アーチェリーとはその特性が違います。矢を射る事だけでなく、礼法も学ぶ場所となりますので、常設の専用道場が必要と考えます。建て替えを機にそれぞれの競技にあった練習場所をつくっていただきたい。 2.現在はアーチェリーと弓道は兼用ですので、お稽古に行けない曜日や時間がありません。お稽古したい時にいつでも行けるような環境になりすまうとありがたいです。	今般、基本計画を検討したところ、他の諸室の配置などを踏まえると、弓道とアーチェリー専用の諸室を設けることは難しく、他の競技と同様、国内大会基準の規模を確保しつつ、新スポーツセンターでは新たにサブアリーナを設け、アーチェリーも利用できるよう検討を進めていきます。なお、アーチェリーについては、屋上を活用した利用についても検討していきます。 弓道とアーチェリーの諸室を分けることへのご意見は受け止めていただき、今後の設計の参考とさせていただきます。
7	1.区内に住所 を有する方	7	弓道場におけるアーチェリーの使用について、弓具の仕様や射法の違いから、安全性および施設保全の観点で課題があると考えます。 また、同競技は利用形態が異なるため、時間帯やスペースの調整が必要となり、団体利用や大会利用時を含め、団体利用や大会利用時の運用には、競技特性と利用環境の違いに起因する制約が生じると考えられます。 加えて、スポーツ庁の運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドラインにおいては、施設設計段階から安全性を確保することの重要性が示されており、異なる競技の共用を前提とする場合には、設計段階での十分な配慮が不可欠であると考えます。 一方で、素案では屋上にアーチェリー専用の練習場の設置が検討されているとされており、安全確保および用途に応じた適切な施設整備の観点から、専用スペースの整備を優先的に進めていただくことが望ましいと考えます。	今般、基本計画を検討したところ、他の諸室の配置などを踏まえると、弓道とアーチェリー専用の諸室を設けることは難しく、他の競技と同様、国内大会基準の規模を確保しつつ、新スポーツセンターでは新たにサブアリーナを設け、アーチェリーも利用できるよう検討を進めていきます。なお、アーチェリーについては、屋上を活用した利用についても検討していきます。 一方で、ご意見にあるとおり、安全性の確保に關する課題については重要であると認識しており、今後の設計段階において、検討していきます。 弓道とアーチェリーの諸室を分けることへのご意見は受け止めていただき、今後の設計の参考とさせていただきます。
8	1.区内に住所 を有する方	8	プールとトレーニングルームで、暗いという雰囲気や暑気で盛況上がらないです。また更衣室やスポーツ後のシャワーなどは全館共用で良いと思います。またサウナが導入されるなら高炭酸風呂も検討して欲しいです。これらは区民の健康維持に繋がります。シャワーは個別ブースにして欲しいです。トレーニングルーム利用の規則が細かすぎます。常に係員に監視されているようです。マシンのピンと使用後常に最上部に民す行為は必要ありますか？次の使用者が使いやすい重さの所にピンを挿せば良いだけです。東京体育館はプールもトレーニングルームも明るいし、係員は友好的だし、低温の風呂もトレーニング後の筋肉を癒すのに良いです。 新しめの他の公共のスポーツ施設の見学をしてください。色々イベントがあると思います。	ご指摘の部屋については、現施設での運用も含め快適な空間となるよう検討してまいります。また、更衣室やシャワー室については、利用しやすい配置を検討するとともに、シャワー機能の更新やサウナ機能の導入については、あり方を含め検討します。また、検討にあたっては、他自治体の公共スポーツ施設も参考にします。
9	1.区内に住所 を有する方	9	【意見の対象箇所】新スポーツセンター整備基本検討(素案)19ページ「弓道場の整備方針に係る基本的な考え方」 【意見の要旨】当初の『基本構想(素案)』に基づいた「弓道・アーチェリーそれぞれ競技特性に最適化した独立した環境の整備」を強く要望します。 【意見の理由】1. 区の掲げる「生涯を通じて心と体とコミュニケーションを育む」を日常にすることを目標とするための提案 区が目指す、区民が運動習慣を生活の一部として取り込み、健康で豊かな生活を営むという目標に深く共感いたします。弓道・アーチェリーは共に「一人でも、生涯続けられる」という素障らしい特性を持っています。しかし、現状の兼用環境では練習枠の競合が避けられず、区民が「思い立った時に身近に練習できる」という主体的な取り組みを困難にしています。独立した施設にすることで、利用の自由度が向上し、区民一人ひとりの生活基盤としての運動習慣をより確実に支えることが可能になります。 2. 安全・安心・安心の環境整備による初歩的運用への寄与 施設の効率的運用という観点から「兼用」が検討されていますが、和弓と洋弓(アーチェリー)は、射位や矢の軌道、安全管理において異なる特性を有しています。兼用に伴う物理的な設備・撤去作業や、安全確認にかかる心理的・時間的コストの増大は、結果として施設の稼働率の低下となり、効率的な運用の妨げとなる懸念があります。そのため、当初の基本構想で示された通り、それぞれの特性に合わせた「独立した安全な環境」を整えることが、区民が安心して技術を磨き、心身を鍛えられる「質の高い公共空間」の創出に繋がると確信しています。 3. コミュニティの活性化と次世代への貢献 弓道は、高齢になっても現役として継続できるスポーツであることから、そのコミュニティには幅広い年齢層の弓道愛好者がおります。現在、施設を利用している弓道愛好者は、弓道という武道文化を通じて「元気で過ごせるまちづくり」に貢献したいと考えております。独立した環境を整えれば、指導や交流の機会をより柔軟に創出でき、これから始めたいという新たな区民を迎える余裕が生まれます。区の整備方針を尊重しつつ、そこに私たちの「次世代を育て、同好の輪を広げたい」という主体的な想いを乗せるためにも、専用の空間の整備を提案いたします。 4. 基本構想からの継承による「持続可能な計画」の実現 平成31年の基本構想で示された「アーチェリーと弓道の分離」という方針は、現場の課題を深く汲み取った判断であったと認識しています。この原点に立ち返り、数十年先まで区民が誇れる、そして千代田区の文化的アイデンティティを象徴するような道場が実現することを、一区民として、一愛好者として切に願っております。 以上の理由から、独立した施設環境の整備を強く要望いたします。	建設地が定まっていない平成31年時点では、弓道・アーチェリーを分けて整備することが望ましいとして基本構想(素案)上は位置付けられたのですが、令和4年に建設地を現スポーツセンターの所在地に決定し、改めて令和7年に基本構想を策定しました。今般、基本計画を検討したところ、他の諸室の配置などを踏まえると、弓道とアーチェリー専用の諸室を確保しつつ、新スポーツセンターでは新たにサブアリーナを設け、アーチェリーも利用できるよう検討を進めていきます。なお、アーチェリーについては、屋上を活用した利用についても検討していきます。 弓道とアーチェリーの諸室を分けることへのご意見は受け止めていただき、今後の設計の参考とさせていただきます。

提出者 番号	提出者区分	意見 番号	意見内容	区の考え方
10	1.区内に住所 を有する方	10	千代田区スポーツセンター建て替え計画に関する意見書 ――弓道場とアーチェリー場の共用案の再検討を求めて―― 現在検討されている弓道場とアーチェリー場の共用案について、千代田区で弓道の指導を受けてきた区民の立場から、慎重な再検討が必要ではないかと考えます。 平成31年の基本構想(案)では、弓道場は弓道場とアーチェリー場はそれぞれ独立した施設として計画されていましたが、今回の案では共用へと変更されています。この点については、施設配置の問題にとどまらず、千代田区が文化の継承や次世代育成にどのような姿勢で臨むかに関わる重要な課題ではないでしょうか。 なお、本意見は特定の競技のみの利益を主張するものではなく、弓道・アーチェリー双方の安全性と発展を尊重し、より良い施設整備を求める立場からの提案です。 再検討を求める理由は以下の通りです。 1. 安全性と専門性の観点 弓道とアーチェリーは、いずれも弓を用いますが、その性質は大きく異なります。アーチェリーが競技性・得点性を重視するスポーツであるのに対し、弓道は射法八節に基づき、所作や礼法を重んじる日本の伝統文化・武道です。静謐な空間における修練を前提とする弓道においては、専用環境の確保が重要であると考えます。また、矢の構造や飛翔特性、的までの距離など、施設設計上の前提条件も異なります。このような異なる特性を確保する場合、安全管理が複雑化し、運用上の制約やリスクが増大する可能性があります。区民が生涯にわたって安心してスポーツに親しむことができる環境を確保するために、それぞれの競技特性に応じた施設整備について、改めて検討する必要があります。 2. 文化の継承及び発信拠点としての役割 千代田区は、日本武道館や皇居を擁する「武道の聖地」であり、全日本弓道連盟の礎を築いた諸先生や、弓道の発展に寄与した多くの指導者ゆかりの地でもあります。現在その教えを継承する方々から直接指導を受けられる幸運な環境にあります。しかし、アーチェリーとの共用ゆえにスケジュールが限られ、とくに個人開放(弓道場)の時間帯は、狭い場所にも多くの利用者が密集しています。安全性の懸念に加え、十分な稽古ができない場面も多々あり、広い専用道場を望む声は切実です。また、千代田区の(弓道場)は、区内居住者のみならず、交通の利便性から在勤者の利用が非常に多く、退職後も遠方から指導をしてくださる先生方や、稽古に通い続ける愛好家が数えません。留学生や外国人の利用や見学も多くあります。また、神田や近隣にはスポーツ店や歴史ある老舗の呉服店が点在し、世界中からスポーツの愛好家が集う環境があり、施設周辺には他区にはない文化的な地域特性を有しています。加えて、区内には多くの学校があるものの、自校に弓道場を持たない生徒にとっては、公共の専用施設が技術習得と礼節教育の双方を担う貴重な場となり、新たなスポーツセンターは、地域性と人材を活かし、武道文化を国内外に発信する拠点となる可能性を有しています。そのために、も、精神的な修練に適した専用環境の整備について検討することが望ましいと考えます。 3. 「他自治体のリーダー」的な施設としての責務 千代田区の公共施設は、全国の自治体にとって参考となる先進的な事例として位置づけられることが多いと認識しています。例えば、千代田区立千代田区書館は、その施設構成や運営手法により全国的な注目を集め、多くの自治体関係者が視察に訪れた実績があります。今回のスポーツセンターについても、劣成後には同様に全国からの関心が寄せられることが想定されます。そのような中で、異なる特性を持つ武道・スポーツの施設のあり方は、他自治体に対して一定の影響を与える可能性がありま。そのため、弓道・アーチェリーそれぞれの特性を尊重し、最適な環境を整備することは、結果として他自治体にとっての望ましい「モデル」となることにもつながるのではないのでしょうか。 結び 以上の理由から、現行の共用案にとどまらず、当初の基本構想に立ち返った独立した施設整備を強く要望いたします。なお、本意見は弓道・アーチェリー双方の安全性と発展を尊重し、より良い施設整備を願う立場からの提案です。 新しく生まれ変わるスポーツセンターは、100年先の未来へと続く大切な財産です。独自の文化を持つ弓道とアーチェリー、その双方がふさふさい環境のもとで、安全かつ健やかに発展していくことを期待しております。	建設地が定まっていない平成31年時点では、弓道、アーチェリーを分けて整備することが望ましいとして基本構想(案)上は位置付けたものですが、令和4年に建設地を(案)上は位置付けたものですが、令和4年に建設地を、現スポーツセンターの所在地に決定し、改めて令和7年に基本構想を策定しました。今後、基本計画を検討したところ、他の諸室の配置などを踏まえると、弓道とアーチェリーも利用できよう検討を進めていきます。なお、アーチェリーについては、屋上を活用した利用についても検討していきます。 弓道とアーチェリーの諸室を分けることへのご意見は受け止めていただき、今後の設計の参考とさせていただきます。
11	1.区内に住所 を有する方、 3.区内の事業 所または事業 所に勤務する 方、 5.その他計画 等に利害関係 を有する方	11	素案22p該当 第3部 新スポーツセンター基本計画 第3 施設の基本計画、3 主要諸室計画、(6)弓道場 について 【弓道場の安全確保とアーチェリー共用運用の解消に関する意見】 【意見の要旨】事故を未然に防ぎ、かつ弓道とアーチェリー双方が競技特性に合致した環境で活動できるよう、弓道場の専用化を強く要望いたします。 【理由・根拠】1. 対人接触および駆射を招く動線の危険性 弓道は221～233cmの長尺の弓を取うため、行射中の射手付近を通行せざるを得ない現状は極めて危険です。射線への立ち入り等のヒヤリハットも散見されております。今日まで重大な事故に至っていないのは、偏に利用者が細心の注意を払い互いに譲り合っているためであり、安全が十分に担保されているとは言い難い状況です。 2. 床面の相対的障害による競技実施への支障 弓道は歩行動線や座る位置、歩数に至るまでが厳格に定められた武道です。現在、アーチェリーのジュニアラインを示す緑のラインが、弓道において動作の起点となる「本座(ほんざ)」すなわち行射の準備を整える極めて重要な地点の至近に混在しています。このラインが視覚的な障害となり、足運びの乱れを招いており、日々の修練に支障をきたしています。公式試合を適切に開催できる環境とは言い難い状況です。 3. 定員上限と安全基準の乖離 上限30名に対し、退避時には定員を超え、席を余儀なくされる利用者が発生しています。公式基準の的間隔180cmは車一台分の車幅に相当し、安全確保のために1人あたりに必要な最低限の距離です。仮に収容設備が拡充されても、現状の高密度が維持される限り安全の担保は困難です。かといって定員の削減は利用機会の著しい損失を招くため、抜本的な解決にはアーチェリーとの共用解消が必要です。 4. 武道としての本質的な修練の確保 弓道の修練には、入場から退場に至るまでの一連の動作の習得が不可欠です。しかし、高密度で必要なスペースすら得られない現環境では、的中のみの練習に偏らざるを得ません。これは、野球でいえばグラウンドに出ずバット練習のみを続け、茶道でいえばお点前をせずにお茶を飲む行為のみを強いているのと同義です。こうした過密環境や床面状況は、武道振興という施設の設置目的に対して不適合を生じさせています。 【代替案】 仮に弓道場の専用化が困難な場合であっても、利用時間が重なる時はサブアリーナや屋上等の他スペースの活用を認めていただくことで、過密状態の緩和を強く求めます。日本武道館等においても、ウレタンフォーム製の仮設安土(あづち)を用いることで弓道大会などが実施されている事例があり、施設運用の工夫策で安全かつ適切な修練環境の確保は可能です。 【結論】 事故なく弓道場を利用する為に、物理的なスペース不足や競技上問題がある状況を鑑み、アーチェリーとの共用を解消し、弓道専用施設として適切に管理・運用されることを切に願います。また、弓道、アーチェリーそれぞれの愛好者が、各々の生活スタイルに応じ、いつでも安全に練習に励めるような運動環境の実現を強く要望いたします。	一般、基本計画を検討したところ、他の諸室の配置などを踏まえると、弓道とアーチェリー専用の諸室を設けることは難しく、他の競技と同様、国内大会基準の規模を確保しつつ、新スポーツセンターでは新たにサブアリーナを設け、アーチェリーも利用できるよう検討を進めていきます。なお、アーチェリーについては、屋上を活用した利用についても検討していきます。 弓道とアーチェリーの諸室を分けることへのご意見は受け止めていただき、今後の設計の参考とさせていただきます。 また、現施設や施設開設後の運営にあたって、安全で安心して、快適にご利用いただけるよう検討させていただきます。

提出者 番号	提出者区分	意見 番号	意見内容	区 の 考 え 方
12	5.その他計画等に利害関係を有する方	12	<謝意と共感申し上げたい点> 1) [11頁]近隣一体開発の件 現在地と隣接する東京都所有地とを一体的に活用して、スケールメリットを活かした効果的な施設整備に踏み込んだ区のご英断に敬意を表します。性格が異なる施設を統合して合理性を有するかたちとまとめている点には、この先もご苦労も多いかと思いますが、これは他の地方自治体の模範にもなる取り組みと見、私たちも100%の指示・応援を申し上げたいとおもいます。 2) [19頁][24頁]弓道場の件 ・国内公式大会を開催できる規模として、全日本弓道連盟が公に示している「近的(坐射)3人立×2射場」を満たす施設サイズを標ぼういたいたいことに感謝申し上げます。 ・現行弓道場には考慮が完全には欠落している「巻簾練習場」について、“巻簾の置き場を考慮”という表現のもとで弓道場の射場とは別区画に新設いただく方針を掲げていただいたことと感謝申し上げます。現在「巻簾練習場」がないがゆえに、ヒヤリハットの温床になっており、この実現は「危険と隣り合わせの弓道場」から大きく改善されることとなります。 ・失道の床面について、矢を傷めない素材選定をしていただく配慮が施された点、感謝申し上げます。初期段階からこのような細やかな配慮を表明いただくことはなかなかないことで、ありがたく存じます。 <再考を求めたい点> [19頁]弓道場の件 「弓道とアーチェリーの兼用は継続しつつ」という一点については、弓道場を活動拠点としている当連盟としては全く望んでいないことであり、再考願いたい点です。 ・現行の主競技場対比で、メインアリーナはハレー/バスケのコート数ベースで見ても1.5倍、それに加えてサブアリーナの常設も加味すれば、総じて2倍に施設拡大 ・同じ武道である柔道場および剣道場は、国内公式大会を開催できる規模でそれぞれ独立した施設として整備、相模場も独立した施設として整備の方針が打ち出されており、公平性という観点でも疑問をいだきます。そもそもとして、当初、新スポーツセンターの施設整備の方針をうたった「基本構想(素案)」では、15頁に和弓洋弓の利用がバッティングしている状況と勘案して、アーチェリー場と弓道場とを分けることが望ましいと明確に方針を打ち出していたのではないかと思います。 ・それぞれのレギュレーションに則した独立した競技施設を、弓道もアーチェリーもかねてから希求していて、昨年12/10の第三回の新スポーツセンター基本計画検討会議中にある「アーチェリーは特別な設備を必要とせず、的と安全な距離の確保ができれば実施可能」との意見解は、当連盟の意とは符合していないですし、その見解は、当連盟の意とは異なる点があります。自身の生活スタイルや環境に応じて比較的隨意にかつ単身でワークを当連盟所属会員も区内の弓道愛好者たちも懇願しています。 ・アーチェリーを含め弓道以外の用途でも利用できるようにしてほしい、との見解は、当連盟の意とは異なる点があります。自身の生活スタイルや環境に応じて比較的隨意にかつ単身でワークを当連盟所属会員も区内の弓道愛好者たちも懇願しています。 その特徴を最大限生かし、お互いのブレイ(稽古)環境が競合することなく、プレーヤー個々人のライフスタイルにあわせて、フレキシブルにコンスタントな運動習慣を取り入れるライフスタイル(稽古)でき、その個々人の積み重ねによって自分のペースでレベルアップを図れる点が最大の魅力です。 実際、他区の同好の仲間たちは、すでにそういったニーズを包摂する施設と運営方法に基づき競技環境を得て、日々ブレイ(稽古)ができる状態になっています。 同一の施設を多目的な利用に傾倒してしまうと、私たちの最大の競技特性であるフレキシブルにコンスタントな運動機会の損失につながってしまうのです。 他区と同レベルに弓道場、アーチェリーが独立した施設が実現すれば、十分かつ自由度高い「稽古時間の確保」につなげられ、その先には「千代田区第4次基本構想」で掲げる「生涯にわたって学びやスポーツに親しむこと」で、充実した人生を送れる」下地が築かれます。当連盟も区内の弓道愛好者たちも(そしておそらくアーチェリー愛好者たちも)それを希求しています。 現在、同じ弓道場を利用するアーチェリーさんたちは、ブレイ前に、和弓の的場に何枚もの畳を移して張り巡らすなどの”大がかりな会場設営対応”を都度都度強いられている状況であり、単身で支度するということが現実的ではない状況に陥っているように見えます。 本来であれば単身であっても自分の弓具さえあれば、自由度高くブレイでできる競技であるはずなのに、専用の射場を有さないがゆえにそれが阻まれていて、実に気の毒な状況に耐え忍んでいられるように見えます。 また、射距離の面でもオリンピック競技の70mがベースの屋外競技であることを考えると、弓道場での常の練習では最大30mが限度であり、競技力向上という点でもハンディキャップを常に背負われている様相で大変お辛い状況なのではないかと推察します。 以上のことから、「弓道とアーチェリーの兼用」ありきの方針は撤回いただきたい、弓道、アーチェリーそれぞれ射場がそれぞれ競技特性、レギュレーションに適合した姿で具備されるよう将来、そういった環境が新スポーツセンターで整えば、私たち弓連としては、区民のウェルビーイング向上に資する施策(シニア層向けに特化した平日中帯の弓道教室開設や、区内中高生対象としたジュニアスポーツ団体組織、部活動の受入や部活動への外部指導員充当など)に取り組み、活動の幅だしを推進していきたいと考えています。 特に、弓道、アーチェリーは激しいコンタクトや俊敏性を求めるものではないことから、走る・飛ぶ・長時間の激しい運動ができないシニア層の区民の皆様の運動習慣定着に貢献するポテンシャルは高いものと考えています。新しいスポーツ振興基本計画の基本理念にも掲げられている、年齢・性別・国籍・障害の有無、在住・在学といった枠を超えて、誰もが自分らしい関わり方でスポーツを楽しむ環境のひとつとなり、人と人がつながり、伝統と未来が調和する“持続可能なスポーツ文化の継承”して、区民一人ひとりの幸福度向上と地域の活方向上に寄与することをお約束します。私も弓連のみならず、区内の弓道愛好者たち、これから始めてみたいとおもっている区内の希望者たちに支持される稽古環境組成にぜひともお力添えをお願いしたい。 “スポーツの力を通じて人生が輝き、地域に交流が広がるまち”を区行政とともに一緒に目指し、区の生涯スポーツを支える存在になりたいと私たちには真剣に考えています。	近隣公共施設との連携、弓道場の規模や仕様方針については、賛同のご意見として受け止めさせていただきます。 ご指摘の弓道場の弓道とアーチェリーの兼用について、建設地が定まっていない平成31年時点では、弓道、アーチェリー(案)上は位置付けたものですが、令和4年に建設地を現スポーツセンターの所在地に決定し、改めて令和7年に基本構想を策定しました。今般、基本計画を検討したところ、他の諸室の配置などを勘まると、弓道とアーチェリー専用の諸室を設けることは難しく、他の競技と同様、国内大会基準の規模を確保しつつ、新スポーツセンターでは新たにサブアリーナを設け、アーチェリーも利用できるよう検討を進めていきます。なお、アーチェリーについては、屋上を活用した利用についても検討してまいります。 また、新スポーツセンター基本計画検討会では、令和4年度のアンケート結果で専用の射場の設置を望む意見があったことを把握した上で検討を行い、第5回検討会においても弓道とアーチェリーの兼用の継続については異論はなく、新スポーツセンター基本計画の継続についてはまとめておりますが、弓道とアーチェリーの諸室を分けることへののご意見は受け止めさせていただきます、今後の設計の参考とさせていただきます。 また、千代田区第4次基本構想やスポーツ振興基本計画に掲げる理念の実現に向けて引き続き計画していきます。

提出者番号	提出者区分	意見番号	意見内容	区の考え方
13	区内に住所を有する方	13	1. 多くの視点からの様々な意見を要望を網羅するべく活動を展開された結果の成果物であると存じます。係わってこられた関係者の長期間に亘る努力に感謝します。今回のパブリックコメントの募集では、一般の区民に意見を聴取することになると存じますが、今までのプロセスでは、例えば、昨年度の基本計画検討会による検討期間においては、団体関係者以外の区民の意見を聴く機会はなかったのでしょうか？ なかった場合には、盛り込むべき条件、検討するべき視点を漏らしてしまっている心配はないのでしょうか？	基本計画（素案）P3～P4に記載のとおり、広くご意見を聴取してきました。
		14	2. P.39の(4)に、「令和8年度は基本設計に着手し、最適な事業手法を選定します。」とありますが、基本設計は、誰が、作るのでしょうか？ 区自身が行うのでしょうか？ 地域振興部の日常業務とは異なる種類の業務になると思います。令和年度は、どのような体制で取り進める計画でしょうか？	基本設計については区が主体となって実施いたしますが、専門的な知見が必要となることから、建築設計事業者に業務委託を行い、区の関係部署と連携しながら進めていきます。
		15	3. P.36からの(2. 事業方式)について、 (1) 東京都所有の土地と併せて、都が使用する施設と区の新スポーツセンターを、一つの建物の中に設けるものと理解します。事業方式の比較では、施主（発注者）と思われる箱に「千代田区」と書かれています。東京都との関係は、どうようになるのでしょうか？ 東京都との共同事業であることも、事業方式を検討する際に重要なファクターになるのではないかと考え、質問させていただきます。	東京都千代田合同庁舎との連携を視野に、事業方式の検討についても東京都と協議して進めていきます。
		16	(2) いずれの事業方式を採用しても、発注者としての区の発注管理の力量なしには、まっとうな事業になり難いと考えます。ついては、この点から、「発注者：千代田区」はどのような体制・組織で、取り進める計画なのか、質問させていただきます。	どの事業手法であっても区の関与が重要であることはご指摘のとおりです。事業手法によって、区の関わり方が変わるため、今後、様々な観点から検討を進めていきます。
		17	(3) 事業方式によっては、基本計画に盛り込まれた内容が、捨象されたり、変質したりする可能性があるのではないかと思われます。ここまで詰めて来られた内容が変わってしまう危険はないのでしょうか？ 質問させていただきます。	どの事業手法であっても、基本計画の内容を踏まえた整備となります。
		18	(4) 事業方式の検討は、基本設計と一体の業務のように読みましたが、正しいでしょうか？ その場合、事業方式の検討・決定は、どのように取り進めるのでしょうか？ 難しい検討・決定が、適切に進められることを期待して、質問させていただきます。	事業方式については、東京都と協議して進めていくこととし、基本設計と並行して検討・決定します。
		19	4. P.40のスケジュール説明から、長期に亘る工事であり、現行施設が使用できなくなってしまう期間も長期に及ぶものと推測されます。現行スポーツセンターが使用できなくなってしまうから新センター竣工までの間、現在の活動はどのように維持することができている計画なのか、お聞かせください。現在行われているスポーツ活動が、途絶えてしまうと、新スポーツセンターができてから、現在のように活用されるようにならないことも危惧されます。新センターの活用のために、現在の活動の継続されることが基礎であり重要です。	工事期間中の活動継続については、利用者への影響が大きい重要な課題であると認識しております。代替施策については、今後検討していきます。
		20	5. P.18の「3. 主要諸室計画」の「(5) 柔道場・剣道場」の「国内公式大会を開催できる規模」とは、定量的には、どのような意味でしょうか？ 国内公式大会は、大会にもよりますが、例えば、東京武道館では、6つ乃至8つの試合場を設営して、行われます。P.22の「各競技のレイアウトイメージ」を見ると、そのような大会は、メインアリーナで開催されることが想定されているものと思われます。バスケットボールのコート3面のスペース(65m×34m)には、剣道の正式な試合場を8面作ることができると思われます。一方、P.24「(4) 剣道場」には、「剣道場は、剣道競技場が2面の設置が可能な施設サイズを確保します。」とあり、それで結構かと思いますが、P.18の記述とは食い違っているように見えます。	剣道場については、公式の競技場寸法を確保した計画とし、国内公式大会ができる規模で整備する方針です。また、主競技場においても、大会利用を想定した計画としています。
		21	6. P.24の「(4) 剣道場」に、「剣道場は、剣道の他、エクササイズやレクリエーション活動等の多目的な利用に対応できる計画を想定します。」は、再考をお願いします。剣道場では、剣道の他、居合道、杖道、なぎなた、空手などの活動に、時間を割り当てて、利用できるように計画することは、差し支えないと思います。また、上げ下げの労力がかかりますが、量を敷いて、柔道、合気道、少林寺拳法などの活動にも使えたいと思います。一方、それら以外も扱えることは、施設の安全な利用、品質維持の観点から、慎重に吟味する必要があります。といえます。「剣道場」に適した防振床・床材の施設計画とします。「となっていて有難いことですが、靴を履いて行うダンスなどに使用されません」と、剣道場に適した床材は台無しになってしまい、裸足で稽古すると怪我をすり危険性も生じます。「エクササイズやレクリエーション」が具体的にどのような活動なのか判断しませんが、トレーニングルーム、スタジオ、多目的室、スポーツ集会室、多目的ルーム、集会室、音楽室、交流空間など、主要諸室として計画されている他の諸室で、実施することとすることが適切です。どうしても使用させたい場合には、裸足で行うなど、床材に損傷を与えない活動に限定するべきです。	剣道場の多目的な利用については、剣道場としての機能を描かない範囲での利用を想定しておりますが、ご提案について、今後の計画や運営面での参考とさせていただきます。
		22	7. P.24の「(4) 剣道場」に、「頻繁な利用者に、剣道具の置き場所を確保します。」を是非とも加えて下さい。関係団体からの要望として、予て挙げられていることであり、在勤者の利用の多い千代田区スポーツセンターとしては、クリティカル・イシューです。現在、千代田区スポーツセンターで実現されており、他の多くの区でも、実現されています。	剣道具の置き場所について、今後計画が具体化していく際には、設計条件や運営面等を踏まえ、引き続き検討していきます。
		23	8. P.30の「11. 電気・空調・衛生設備計画」では、「自然・未使用エネルギーの活用」から、「太陽光発電設備の設置の検討」「雨水を原水とした再生水による雑用水利用の検討」などに言及されていることは結構なことと思います。基本方針でも、地球環境（保全）、災害時の避難所機能にも言及している計画素案です。電気設備計画は、太陽光発電設備・蓄電池を設置して、化石燃料や原子燃料に依存する電力購入からの脱却を目標にするぐらいの意気込みで、衛生設備計画は、国技館を超えるような雨水利用を目指す覚悟で、取り進めて頂きたいと思います。具体的な見直しをお聞かせ頂きたく、質問させていただきます。以上	電気・空調・衛生設備については、環境負荷低減と災害時の機能確保を両立することが重要であると認識しております。ご提案について、今後の参考とさせていただきます。また、設備計画については、導入可能性や費用対効果を検証しながら、今後の設計の中で具体的な検討を進めていきます。

提出者 番号	提出者区分	意見内容	区の考え方
2.区内に事業所または事業所を有する個人および法人その他の団体		この度は新スポーツセンター基本計画(案案)に対する意見を述べる場を設けていただき、誠にありがとうございます。新スポーツセンターに対する期待は大きく、利用者の皆さんが楽しく利用できるように、アーチェリー競技において千代田区を代表する団体としての意見を述べさせていただきます。 【意見】新スポーツセンター建設のご参考になっていただきたく、よろしくお願い申し上げます。 今回の基本計画(案案)では、アーチェリー射場は「弓道とアーチェリーの兼用は継続」としつつ、「サブアリーナをアーチェリーで利用できるよう検討」とか、「屋上のアーチェリー利用も含めた多目的な利用が可能か併せて検討」と書かれており、いったい何処がアーチェリー射場になるか全く分かりません。他の競技団体の都合で、その時々で練習場が点々と変わるのでしょうか？ 真剣にアーチェリー場についてご検討いただいたのか疑問が残ります。 弓道場については「新スポーツセンター基本構想(案案)」と「新スポーツセンター基本計画(案案)」では、随分と変わってしまいました。	建設地が定まっていない平成31年時点では、弓道、アーチェリーを分けて整備することが望ましいとして基本構想(案案)上は位置付けたものですが、令和4年に建設地を現スポーツセンターの所在地に決定し、改めて令和7年に基本構想を策定しました。今般、基本計画を検討したところ、他の諸室の配置などを踏まえると、弓道とアーチェリー専用の諸室を設けることは難しく、他の競技と同様、国内大会基準の規模を確保しつつ、新スポーツセンターでは新たにサブアリーナを設け、アーチェリーも利用できるよう検討を進めています。なお、アーチェリーについては、屋上を活用した利用についても検討していきます。 弓道とアーチェリーの諸室を分けることへのご意見は受け止めさせていただきます、今後の設計の参考とさせていただきます。
	24	和弓 【新】 屋上 【現況】 アーチェリー 【新】 24	基本計画(案案) 令和8年 月 ・国内公式大会を開催できる規模とします。 ・審判席、役員席も含め、弓道(近似的38m)の公式大会基準を確保する方針とします。 ・矢道の床は、矢しり及び味を傷めないような素材を検討します。また、巻席の置き場を考慮します。 ・弓道とアーチェリーの兼用は継続しつつ、利用が重なる場合も考慮し、サブアリーナをアーチェリーで利用できるよう検討します。 ・設計段階において、屋上施設設備必要スペースの検討や屋上の活用方法の検討を行った上で、屋上のアーチェリー利用を含めた多目的な利用が可能か併せて検討します。
	25	②多目的競技場 アーチェリーの射線との間は何もありません。この空間を利用した他の競技との共同利用は可能です。常設的にしていただき、和弓以外との共同利用もご検討ください。	ご意見として受け止めさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。
	26	③ 50m射場 現在の弓道場は30mまでしか射てません。50m以上を射てるアーチェリー射場は当協会の悲願です。オリンピックや国スポあるいは全日本アーチェリー連盟や都道府県協会主催の公認大会は70mで競います。公認大会に認められない区市主催大会でも50m・30mで競い、50m以上の練習は競技力向上を目指すアスリートには必須です。可能ならば、的数は少なくとも良いので70m射場を設けていただきたいと思います。都内で70mを射てる一般射場は郊外にあり、都心で公認大会の練習ができるようになれば、利用率は飛躍的に上がると考えられます。	弓道場の50m・30mの射場については、設計段階にて検討いたしますが、70mの射場については、敷地形状の制約により計画し、確保することが困難です。
	27	④射線後方のスペース確保 現在の射場は和弓用に作られており、射線後方のスペースがありません。そのため、混雑時の2立待機場所や弓具組立場所に苦労しています。 競技規則にも定められていますが、新射場には射線後方5mにウェイツィングライン(待機線)、さらに5m後方にダブルウェイツィングライン(安全確保のための距離)を設けてください。そして、その後方に弓具組立のスペースも確保してください。	ご意見として受け止めさせていただきます、今後の設計の参考とさせていただきます。
	28	⑤近射台の設置 アイドリングやフォームチェックのために近射は欠かせない、練習方法ですが、現状では射線の一部に近射台を設置して行っています。しかし混雑時には、そのために射線を使用することに遠慮があります。近射専用の場所を設けてください。	ご意見として受け止めさせていただきます、今後の設計の参考とさせていただきます。
	29	⑥屋内射場 アーチェリーで発生する事故に場外への矢の飛び出しがあります。現在と同じく屋内競技場にしたいだければ、この種の事故の心配はありません。また、アーチェリーは長時間立ち続けますので、夏場の熱中症対策など健康管理上や雨天時の練習にも屋内が望ましいです。	ご意見として受け止めさせていただきます、今後の設計の参考とさせていただきます。 屋上におけるアーチェリーの利用については、今後検討いたしますが、安全性も含め計画にあたっての参考とさせていただきます。

14

提出者 番号	提出者区分	意見 番号	意見内容	区の考え方
17	1.区内に住所を有する方、 3.区内の事務 所または事業 所に勤務する 方		本計画は「誰もが気軽に心身の健康づくりに取り組める施設」を基本方針としており、その方向性は十分に評価できます。一方で、この理念を実現するためには、より具体的な対象設定および利用実態を踏まえた施設設計・運営の高度化が不可欠と考えます。まず、基本方針についてはやや抽象的であるため、利用者像の明確化が必要です。特に千代田区においては昼間人口が多い特性を踏まえ、高齢者や子育て世代に加えビジネスパーソンを主要な対象として位置づけ、「働く人の健康拠点」としての機能を明確にすべきと考えます。また、施設は単なる空間ではなく、「使われ方」を設計することが重要です。具体的には、朝は通勤前のフィットネス、昼は短時間利用を前提としたオフィスワーカー向け利用、夜は地域コミュニティ活動といったように、時間帯別に利用者と機能を設計する視点が求められます。さらに、健康診断データの活用やフレイル予防プログラムの導入などにより、スポーツ施設を予防医療と連携した健康拠点へと進化させることが望まれます。加えて、建設期間中においては、単なる代替措置にとどまらず、利用者の継続的な運動習慣を維持する観点から民間ジムとの包括提携、学校施設の開放拡大、仮設スポーツ拠点の設置など、利用離れを防ぐための積極的な施策を講じることが重要です。その際、施設の魅力は維持・向上させる観点から、インストラクターの質の確保が極めて重要な要素となります。特に、利用者の継続率はインストラクターの指導力や人間的魅力に大きく依存するため高い専門性と指導力を有するインストラクターの確保、既存の人気インストラクターの継続雇用に向けた取り組みを計画段階から位置づけるべきです。また、女子更衣室内においても既存インストラクターによるプログラム提供や代替施設での活動機会を確保し利用者との関係性を維持することが重要です。一方で、現状のスポーツセンターの利用実態を踏まえると、施設設計および運営面において改善すべき重要な課題が存在しています。具体的には、女子更衣室前に柔道場が設置されていることにより視線の遮断が不十分であり、男性利用者が裸の状態で移動する様子が見られるなど、プライバシーや心理的安全性への配慮が不足している状況が確認されます。また、女子更衣室内における柔道選手の全裸での移動や、弓道選手の床に荷物を散乱させたまま場所を確保、ロッカー代金を支払わずロッカー利用シャワールームに使用済みデューピングが放置されるといった衛生面・利用マナーの問題も見受けられます。これらは単なる利用者マナーの問題ではなく、競技団体利用者と一般利用者が同一動線・同一空間を共有していることによるゾーニングおよび動線設計の不備、ならびに運営ルールの未整備に起因する構造的な問題と考えられます。■ 改善に向けた提言1. ゾーニングおよび動線計画の抜本的見直し競技利用者と一般利用者のゾーンを明確に分離し、更衣室前の視線対策（目隠し・動線の屈曲化等）を講じるなど、プライバシーと安全性に十分配慮した設計とすること。	新スポーツセンターを整備するにあたってのコンセプトは、「千代田区に住み、働き、学ぶすべての人が気軽にスポーツを楽しみ、生涯を通じて心と体とコミュニティを育むこと」ができるスポーツのシンボルとなる中核施設」としております。新スポーツセンターに予防医療と連携した健康拠点へ進化させる要望については、今後、施設運営を検討していく際に、参考とさせていただきます。また、代替施設については、今後検討していきます。更衣室の配置等は今後現状の利用実態をも踏まえ設計の中で検討し、また施設開設後の運営ルールを定める際も参考とさせていただきます。
		38		
		39	2. 更衣室機能の適切な分離・配置 競技団体専用更衣室の設置を含め、利用者属性に応じた空間区分を行い、特に格闘系競技については専用動線を確保すること。	今後計画が具体化していく際には、設計条件や運営面等を踏まえ、検討していきます。
		40	3. 利用ルールの明確化と運用徹底 更衣室外での裸での移動禁止、衛生管理の徹底等、全利用者に適用されるルールを明確化し、周知および運用管理を強化すること。	現施設や施設開設後の運営にあたって、安心して、快適にご利用いただけるようご意見を受け止め、参考とさせていただきます。
		41	4. 衛生管理および運営体制の強化 清掃・巡回体制を強化し、常に清潔で快適な環境を維持すること。	現施設や施設開設後の運営にあたって、安心して、快適にご利用いただけるようご意見を受け止め、参考とさせていただきます。
		42	5. DBO方式の採用および運営KPIの設定 設計・建設・運営の一体化により、利用実態を踏まえた施設づくりを実現するとともに、稼働率や利用満足度等のKPIを設定し、継続的な改善を図ること。	ご意見として承り、事業手法を検討させていただきます。に、運営の継続的な改善を図っていきます。
		43	6. 都市特性を踏まえた収益性と持続性の確保 法人利用やプログラム課金等を組み合わせ、会費依存に偏らない収益構造を構築するとともに、時間帯別利用を前提とした稼働率の最大化を図ること。本プロジェクトの本質は、単に施設を整備することではなく、人々の健康行動を変える都市装置を構築することにあると考えます。そのためには、空間設計と運営の両面から、利用者視点に立った実効性のある計画とすることが不可欠です。現状の課題を十分に踏まえ、多様な利用者が安心・快適に、かつ継続的に利用できる施設となるよう、より実践的な計画への深化を強く期待しております。何卒よろしく願い申し上げます。	ご意見として受け止めさせていただきます。今後の設計や運営の検討段階において、設計や運営等の制約を踏まえ、最適な方向性を整理していきます。

(仮称) 新スポーツセンター基本計画（素案）に対する
パブリックコメントの結果について

1 概要

新たなスポーツセンターの整備にあたり、学識経験者や団体関係者からなる新スポーツセンター基本計画検討会を設置し、隣接する公共施設との連携により期待される機能や規模等を示した新スポーツセンター基本計画（素案）に対して、パブリックコメントを実施した。

当該パブリックコメントにより寄せられた区民等からの意見及び区の考え方は以下のとおりである。

2 パブリックコメントの結果概要

- (1) 募集期間 令和 8 年 3 月 5 日（木）～ 3 月 19 日（木）
- (2) 募集方法 持参、郵送、ファクス、電子メール、
区ホームページ送信フォーム
- (3) 周知方法 広報千代田 3 月 5 日号
区ホームページ
区政情報コーナー
生涯学習・スポーツ課
各出張所
スポーツセンター
九段生涯学習館
- (4) 意見提出者数 17 人
- (5) 意見数 43 件
- (6) 意見と区の考え方 別紙のとおり

3 パブリックコメントの結果公表

広報千代田 7 月 5 日号にてパブリックコメントの結果を公表する。

令和 7 年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて

1 繰越明許費

繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源
2	子ども費		238,774	9,050	50	9,000	0
3	子ども家庭費	物価高対応子育て応援手当 (給付金)	233,000	9,000	0	9,000	0
		物価高対応子育て応援手当 (事務費)	5,774	50	50	0	0
4	地域振興費		771,518	770,951	411,338	0	359,613
	1 地域振興管理費	物価高騰対策区民の暮らし支 援事業	771,518	770,951	411,338	0	359,613
5	環境まちづくり費		563,897	271,930	214,930	57,000	0
	1 環境まちづくり管理費	占用総合管理システム	10,597	10,597	10,597	0	0
	3 道路公園費	バリアフリー歩行空間の整備 (歩道の設置・拡幅整備)	158,000	158,000	158,000	0	0
		自転車通行環境整備	54,500	46,333	46,333	0	0
		公園・児童遊園の整備(公 園・児童遊園の整備)	340,800	57,000	0	57,000	0
6	総務費		36,030	36,030	0	36,030	0
	1 総務管理費	本庁舎管理(本庁舎管理)	36,030	36,030	0	36,030	0
合 計			1,610,219	1,087,961	626,318	102,030	359,613

(注) 未収入特定財源の内訳は、国庫支出金9,000千円、基金繰入金93,030千円である。

(節別内訳)

(単位：千円)

予 算 科 目		翌 年 度 繰 越 額	所 管 部 及 び 事 業 名
款 項 目	節		
2	子ども費	9,050	(子ども部)
	3 子ども家庭費	9,050	
	1 子ども家庭福祉費	9,050	
	11 役務費	50	物価高対応子育て応援手当（事務費）
	19 扶助費	9,000	物価高対応子育て応援手当（給付金）
4	地域振興費	770,951	(地域振興部)
	1 地域振興管理費	770,951	
	1 地域振興総務費	770,951	
	8 旅費	392	物価高騰対策区民の暮らし支援事業
	10 需用費	220	物価高騰対策区民の暮らし支援事業
	12 委託料	770,339	物価高騰対策区民の暮らし支援事業
5	環境まちづくり費	271,930	(環境まちづくり部)
	1 環境まちづくり管理費	10,597	
	1 環境まちづくり総務費	10,597	
	12 委託料	10,597	占用総合管理システム
	3 道路公園費	261,333	
	3 道路新設改良費	204,333	
	12 委託料	46,333	自転車通行環境整備
	14 工事請負費	158,000	バリアフリー歩行空間の整備（歩道の設置・拡幅整備）
	6 公園維持費	57,000	
	14 工事請負費	57,000	公園・児童遊園の整備（公園・児童遊園の整備）
6	総務費	36,030	(政策経営部)
	1 総務管理費	36,030	
	5 施設経営費	36,030	
	14 工事請負費	36,030	本庁舎管理（本庁舎管理）
合 計		1,087,961	

富士見二丁目 3 番地区第一種市街地再開発事業における権利変換計画（案）への同意について

1 概要

区は富士見二丁目 3 番地区第一種市街地再開発事業によるまちづくりに地権者として参加しており、令和 8 年 6 月に富士見二丁目 3 番地区市街地再開発組合（以下、「組合」という。）から、区に対し権利変換計画（案）が示され、権利床の面積及び配置が提示された。これを受け、地権者である区は、権利床取得のため、権利変換計画（案）に同意する。

2 権利変換計画（案）について

（1）権利変換の対象となる財産（従前資産）

財産名称 旧富士見二丁目広場

所在地 番：富士見二丁目 4 番 3 4 外 3 筆

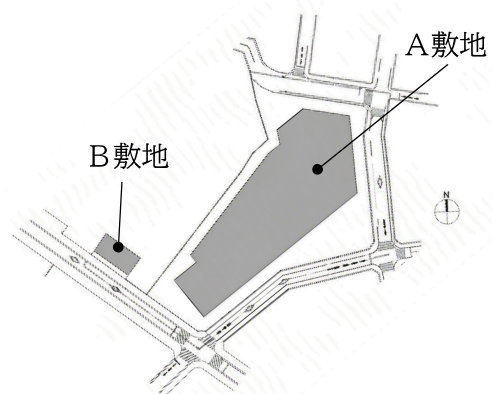
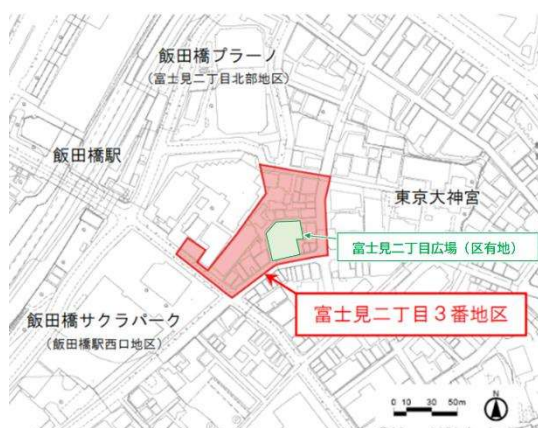
数量 土地（地積）：705.80㎡

（2）区へ提示された権利変換計画（案）の内容

組合から提示された権利変換計画（案）における従前資産及び従後資産である権利床については、下表のとおり。

	従前資産	従後資産	
種類	旧富士見二丁目広場	権利床	
	土地	A 棟	B 棟
数量	705.80 ㎡	614.49 ㎡	720.00 ㎡
金額	40 億 2,050 万 8 千円	従前資産と従後資産を等価交換	

【位置図】



(3) 権利変換計画(案)の内容審査と同意

区は、権利変換計画(案)について、土地建物価格審査会において専門的知識を有する不動産鑑定士の意見を踏まえ精査した結果、適切な内容であると判断したため、権利変換計画(案)に同意し、従後資産としてA敷地の4階の地域コミュニティ施設部分614.49㎡及びB敷地の建物全て720.00㎡を取得することとする。

3 従後区有地・区有施設の検討状況

区が権利床として取得予定のA敷地の建物の一部とB敷地の建物は、庁内で実施した需要調査を踏まえて、学童クラブと中高生の居場所の設置を念頭に検討を進めている。

4 今後の予定

権利変換計画認可申請	令和8年度(予定)
建築工事着工・竣工	未定 ※事業計画変更に向けた検討中

注意：本資料の内容は、事業の進捗等に応じて今後変更となる可能性がある。

千代田区地域防災計画の修正について

1 概要

千代田区地域防災計画（以下、「区計画」という。）は、災害予防及び応急・復旧対策に関する一連の取組を総合的かつ計画的に実施し、区民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として策定している。

令和 8 年度は、火山対策編の修正を主な目的としつつ、震災対策編、風水害対策編及び資料編についても必要な見直しを行い、計画全体の実効性の向上を図る。また、火山対策編においては、地震と異なり噴火の予兆把握が可能である特性を踏まえ、噴火前からの行動を想定した区民や在勤、在学者向けのタイムラインを新設する。

あわせて、区計画が大部であることから、区民や区内事業者への訴求力に欠けるため、各編の重要な事項を整理した概要版を作成する。

2 修正の背景

（１）国・都計画の動向

令和 7 年に、国において広域降灰対策が強化されるとともに、東京都においても地域防災計画火山編が改定されるなど、火山災害対策の具体化が進められている。

（２）計画修正の必要性

現行の区計画は、震災対策編に準拠した構成が多く、火山災害の特性に応じた対策については、さらなる具体化を図る必要があるため、実効性向上に向け、計画内容の見直しを行う。

また、震災対策編、風水害対策編及び資料編については、前回更新から一定期間が経過しており、基礎データの更新及び制度・施策の反映が必要となっている。

3 主な修正箇所

（１）火山対策編

- ①噴火警戒レベルに応じた区民等のタイムラインの新設
- ②国・都の計画との整合を図った対策の具体化
- ③降灰量に応じた対策（物資供給、ライフライン維持等）の明確化
- ④除灰方法、仮置場、優先道路等の設定

(2) 震災対策編及び資料編

- ①基礎データの時点更新（令和8年7月1日基準）
- ②「避難所」から「防災拠点」への名称変更
- ③防災ポータルサイト・防災アプリの新規反映

(3) 風水害対策編

- ①地下街等及び要配慮者利用施設の更新
- ②防災気象情報の見直し（警報等の整理）
- ③警戒レベルの追記

4 概要版

上記の計画修正と並行して、区民及び事業者向けに、区計画の要点を分かりやすくまとめた概要版を作成する。

概要版は全体で約 50 ページを見込み、各編の主要な内容を掲載する。

5 スケジュール

時期	内容
5 月中旬	第 1 回防災会議幹事会開催
6 月	降灰対策に係る調査
7 月	
8 月	・ 調査結果等を反映させた素案作成 ・ 各関係機関へ意見照会
10 月	意見・修正内容を反映させた原案作成
11 月	第 2 回防災会議幹事会開催
12 月	・ 第 4 回定例会にて原案説明 ・ パブリックコメントの実施報告
1 月	パブリックコメント実施
2 月	・ 区民意見等を反映させた最終案作成 ・ 千代田区防災会議開催 ・ 区計画及び概要版の完成
3 月	令和 9 年第 1 回定例会にて報告

※ スケジュールは、今後の検討状況等により変更となる場合がある。